

# 総合口座

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・総合口座	
	・普通預金	・定期預金(自動継続のみ) ・スーパー定期預金 ・期日指定定期預金 ・大口定期預金 ・変動金利定期預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま ※未成年の方はお取り扱いできません。	

※本商品は「普通預金」と「定期預金」の複合商品です。詳しい内容については、「普通預金」ならびにお預入の「定期預金」の商品概要説明書をご覧ください。なお、普通預金については、単独で利用することができます。

## ■自動借入について

3. しくみ	・普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金を担保に自動借入(当座貸越形式)ができます。普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。
4. 担保となる預金	・スーパー定期預金、期日指定定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金 ※自動継続扱いの定期預金が対象となります。 複数の定期預金口座がある場合は、利率の低いものから順次担保となります。
5. 自動借入の限度額	・お取引の定期預金の合計額の90%または200万円のうち、いずれか少ない金額が自動借入の限度額となります。
6. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料のごあんない」をご覧ください)
7. お借入利率	・貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。 貸越金のお利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日とした日割計算のうえ普通預金から引落しいたします。
8. ご返済の方法	・普通預金にご入金していただくことにより、自動的に返済が行われます。 また、この場合に複数の担保定期預金があるときは、返済される順位は貸越利率の高い順となります。
9. 定期預金の自動継続	・定期預金は、満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。 ・自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。
10. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧ください。か、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な</p>

	<p>地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他の参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お一人で2口以上の総合口座を持つことはできませんのでご了承ください。</li> <li>・他店券による定期預金のお預入はお取扱いできません。</li> </ul>

